



対象の方はご注意ください 価格高騰重点支援給付金(追加分)

問 福祉保健課 福祉係 ☎77・3914

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)は3月15日で受付終了となります。

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対して、給付金を支給します。

■支給対象となる世帯

令和5年12月1日において本町に住居登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

■給付額

1世帯あたり7万円(世帯主の金融機関口座へ振り込みます)

■受給のための手続き

①給付金支給のお知らせが届いた世帯
手続きは不要です。

②給付金支給要件確認書が届いた世帯
必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて返信用封筒で返送してください。

③令和5年1月2日以降に転入または未申告の方がいる世帯など

世帯全員が住民税非課税であるか確認ができない世帯へは、確認書を送付していません。給付金を受け取るには申請書の提出が必要ですので、申請書類を町ホームページで確認するか、福祉係までお問い合わせください。

■確認書などの提出期限

3月15日(金)まで

■問合せ

福祉係

■給付金を装った詐欺にご注意ください！

この給付金の交付に関して、役場職員がATMの操作を依頼することや、キャッシュカードの暗証番号を聞くことなどは絶対にありません。
自宅などに行政機関をかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。



3月29日で受付終了となります 合併浄化槽維持管理費補助金制度

問 まちづくり課 環境下水道係 ☎77・3924

浄化槽の効果的な利用には、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。

■対象者

芝山町に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併浄化槽を適正に維持管理している方

■補助金額

年1回上限1万円

■申請方法

環境下水道係に備え付けの申請用紙または町ホームページから申請書を入力し、必要な書類を添えて申請してください。

■申請に必要な物

①維持管理に関する契約を証明する書類の写し
②法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類と領収書の写し

たことを証明する書類と領収書の写し

③保守点検を実施した全ての記録表及び領収書の写し
④申請者名義の預金通帳または、口座番号が分かるもの
⑤印鑑

※前記②③は、①の前年度の契約日(更新日)から1年間に受検および実施したものととなります。

■受付期限

3月29日(金)

■その他

詳細については、町ホームページをご確認ください。

芝山町臨時子ども応援商品券事業について

問 企画空港政策課 企画調整係 ☎77-3926

対象の方へ商品券を郵送します。

芝山町では、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への購買支援を目的として、町内で使用可能な商品券を交付します。

■交付対象 高校生年齢(平成17年4月2日以降に出生したもの)

■交付額 一人当たり1万円分(千円券×10枚)

■配布時期 3月中旬頃から順次郵送する予定です。

■有効期限 7月31日(水)



通勤や通学で芝山千代田駅を利用される方 芝山鉄道利用者駐車場のお知らせ

問 企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77・3906

芝山鉄道利用者駐車場は、芝山鉄道を利用される芝山・多古町民の方がお得に利用できる駐車場です。

駐車場の場所

成田空港温泉空の湯に併設

利用時間

24時間年中無休

利用方法(芝山鉄道利用者)

■日額利用

■入庫時

・入庫ゲートで「駐車券」を発券し入場(当駐車場敷地内の空いている区画に駐車可能)

・芝山千代田駅へ移動し構内にある「利用証明用認証機」に駐車券を通して認証

■出庫時

・出庫ゲートに駐車券を通し料金を精算のうえ出庫

※行きか帰りのどちらか一方で認証機に通せば「芝山鉄道の利用証明」となります。

■定期券利用

成田空港温泉空の湯の入口向かい側にある「自転車処空輪」のフロントにて定期券を購入のうえご利用ください。

※定期券の購入などについては、

利用区分		日額利用(1日)	定期券(1カ月)
芝山鉄道利用者	芝山・多古町民	200円	3,000円
	芝山・多古町民以外	300円	5,000円
芝山鉄道利用者以外		600円	9,000円

その他
当駐車場の位置図や各種詳細内容などについては、町のホームページをご確認ください。



自転車処空輪(☎74-3701)に直接お問い合わせください。



国保に加入する方・国保をやめる方 国保手続きのお知らせ

問 町民務課 国保年金係 ☎77・3913

退職などで国保に加入するときや、就職で社会保険などに加入して国保をやめるときは届け出が必要です。健康保険は自動的に切り替わりません。届け出は、原則14日以内に行ってください。

国保に加入する場合

(例)職場の健康保険をやめるとき、扶養から外れたときなど

■届け出に必要なもの

①職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失連絡票、離職票など)
※被扶養者がいる場合は、扶養者の名前が記載された書類が必要。

②印鑑(スタンプ印は不可)

③マイナンバーが分かるもの

④年金手帳(59歳以下の方)

国保をやめる場合

(例)職場の健康保険に加入したとき、扶養に入ったときなど

■届け出に必要なもの

①新たに加入した方全員の社会保険証など

②印鑑(スタンプ印は不可)

③国保の保険証(社会保険などに加入した全員分)

④マイナンバーが分かるもの

・資格喪失の届け出は、原則14

日以内に行ってください。(届け出が遅れると、国保税と保険料が二重で課される場合があります)
社会保険などへの加入後は、受診した医療機関に保険証が変わったことを必ず伝えてください。(国保の保険証を使って医療を受けた場合、町負担分を返還していただきます)
社会保険証が届いていない場合でも、国保の保険証は使用しないでください。

・保険証とマイナンバーカードを連携している方も手続きが必要。
・その他の詳しい内容は、町ホームページを確認するか、国保年金係までお問い合わせください。